

第1回嬉野市議会定例会議案

平成30年3月2日提出

嬉野市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
2	平成30年3月2日	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊

議案番号	提出年月日	議案名	頁
10	平成30年3月2日	嬉野市地域コミュニティセンター条例について	1
11	〃	嬉野市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置条例について	5
12	〃	嬉野市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について	8
13	〃	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	10
14	〃	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	12
15	〃	嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	14
16	〃	県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例について	16
17	〃	嬉野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	18
18	〃	嬉野市飲料水供給施設の設置等に関する条例及び嬉野市飲料水供給施設給水条例を廃止する条例について	21
19	〃	市道路線の認定について	23
20	〃	平成29年度嬉野市一般会計補正予算(第6号)	別冊
21	〃	平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	〃
22	〃	平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
23	〃	平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	〃
24	〃	平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
25	〃	平成29年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算(第2号)	〃
26	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
27	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
28	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第4号)	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
29	平成30年3月2日	平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
30	〃	平成30年度嬉野市一般会計予算	〃
31	〃	平成30年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
32	〃	平成30年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
33	〃	平成30年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
34	〃	平成30年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
35	〃	平成30年度嬉野市浄化槽特別会計予算	〃
36	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算	〃
37	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算	〃
38	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算	〃
39	〃	平成30年度嬉野市水道事業会計予算	〃

質問番号	提出年月日	質問名	頁
1	平成30年3月2日	人権擁護委員候補者の推薦について	24

議案第10号

嬉野市地域コミュニティセンター条例について

嬉野市地域コミュニティセンター条例を別紙のように制定する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市地域コミュニティセンターの管理運営に関し必要な事項を定めるため、
条例を制定する必要がある。

嬉野市地域コミュニティセンター条例

(設置)

第1条 地域住民が安全・安心に心豊かに暮らすことができ、住んで良かった、住み続けたいと思える地域づくりの活動の拠点として、嬉野市地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久間地区地域コミュニティセンター	嬉野市塩田町大字久間乙1920番地1
轟・大野原地区地域コミュニティセンター	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲369番地

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は備品若しくは附属品を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的とする利用と認めるとき。
- (4) 政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為を行う利用と認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、第3条の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とし、市長の発行する納額告知書により納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が実施する事業及び市が嬉野市地域コミュニティ条例（平成21年嬉野市条例第19号）第2条第2項に規定する地域コミュニティ運営協議会と共に催して行う事業に施設を利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により建物又は備品若しくは附属品を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を市に賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
久間地区地域コミュニティセンター 轟・大野原地区地域コミュニティセンター	多目的会議室	200円	100円
	会議室	100円	100円
	調理実習室	200円	100円

備考

- 1 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

議案第11号

嬉野市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置条例について

嬉野市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置条例を別紙のようく制定する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置条例
(設置)

第1条 嬉野市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、総合的かつ計画的に推進するため、嬉野市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 市職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条に規定する委嘱又は任命の日から計画策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し委員会への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

嬉野市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について

嬉野市地域福祉基金条例（平成18年嬉野市条例第67号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 積立てまたは処分するにあたり、基金の額を具体的に明示する必要がないため、条例を改正する必要がある。

嬉野市地域福祉基金条例の一部を改正する条例

嬉野市地域福祉基金条例（平成18年嬉野市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例について

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 居住地の考え方による支給の混乱を防止するために、条例の一部を改正する
必要がある。

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中「有する」の次に「者、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第2項及び第3項に基づく介護給付等の支給決定を行う者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している児童で入所給付決定保護者が本市に住所を有する者のうち、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国民健康保険事業の佐賀県広域化に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第4条第2号を次のように改める。

（2）削除

第7条第1項中「1万5,000円」を「3万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の葬祭費について適用し、同日前の葬祭費については、なお従前の例による。

議案第15号

嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年嬉野市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年嬉野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

（5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により嬉野市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第16号

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例
について

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第124号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

嬉野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）、嬉野市水道事業給水条例（平成18年嬉野市条例第147号）、嬉野市水道審議会条例（平成18年嬉野市条例166号）及び嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年嬉野市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 簡易水道再編推進事業完了により、上水道へ統合するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市水道事業の設置等に関する条例(平成18年嬉野市条例第144号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「及び簡易水道事業(以下「水道事業等」という。)」を削る。

第2条第2項を次のように改め、同項の次に次の2項を加える

2 給水区域は、嬉野市塩田町の全域、嬉野市嬉野町大字下宿、大字不動山、
大字岩屋川内、大字下野及び大字吉田の各々の一部とする。

3 給水人口は、27,100人とする。

4 1日最大給水量は、1万2,400立方メートルとする。

第6条から第10条までの規定中「水道事業等」を「水道事業」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

(嬉野市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 嬉野市水道事業給水条例(平成18年嬉野市条例第147号)の一部を次のように改正する。

第24条中「及び簡易水道」を削る。

(嬉野市水道審議会条例の一部改正)

第3条 嬉野市水道審議会条例(平成18年嬉野市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び簡易水道事業(以下「水道事業等」という。)」を削り、第2条中「水道事業等」を「水道事業」に改める。

(嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第4条 嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年嬉野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第5条第1項第1号中「前条の規定により簡易水道以外の」及び

同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嬉野市水道事業給水条例第24条の規定は、この条例の施行日以後に
行うメーターによる使用水量の計量に基づく算定料金から適用する。

議案第18号

嬉野市飲料水供給施設の設置等に関する条例及び嬉野市飲料水供給施設給水条例を廃止する条例について

嬉野市飲料水供給施設の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第145号）及び嬉野市飲料水供給施設給水条例（平成18年嬉野市条例第148号）は、廃止する。

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 簡易水道再編推進事業完了により、上水道へ統合するため、条例を廃止する必要がある。

嬉野市飲料水供給施設の設置等に関する条例及び嬉野市飲料水供給施設給水条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

1 嬉野市飲料水供給施設の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第145号）

2 嬉野市飲料水供給施設給水条例（平成18年嬉野市条例第148号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の嬉野市飲料水供給施設給水条例第3条の規定は、この条例の施行日以後に行う最初のメーターによる使用水量の計量まで適用する。

3 廃止前の嬉野市飲料水供給施設給水条例の規定に基づき行われた処分、手続その他の行為は、嬉野市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年嬉野市条例第 号）による改正後の嬉野市水道事業給水条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第19号

市道路線認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	岩屋川内ダム線	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字祭代 嬉野市嬉野町大字岩屋川内字金松

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲2653番地

氏 名 森 照子

昭和31年9月27日生

平成30年3月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。

議決事件に該当しない契約について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成30年 3月 2日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年第1回定期例会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
1	財政課	平成29年度 やさしいトイレ改修整備事業 みゆき公園クラブハウス改修工事	みゆき公園内	5,944,320	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲5706-12 (株)村田建設 代表取締役 村田茂	H29年12月25日	H29年12月25日～ H30年2月28日
2	文化・スポーツ振興課	平成29年度 吉田公民館堅樋取替修繕工事	吉田公民館	1,788,480	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川六	H29年11月28日	H29年11月28日～ H30年1月31日
3	文化・スポーツ振興課	平成29年度 嬉野市中央公民館污水管改修工事	中央公民館	2,678,400	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富純一	H29年12月18日	H29年12月18日～ H30年2月28日
4	農林課	平成29年度 農業基盤整備促進事業 長谷地区水路補修工事	塩田町大字 大草野地内	3,380,400	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H30年2月1日	H30年2月1日～ H30年3月27日
5	農林課	平成29年度 農地耕作条件改善事業 馬場下地区区画拡大工事	塩田町大字 馬場下地内	2,840,400	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H30年2月1日	H30年2月1日～ H30年3月26日
6	農林課	平成29年災 209-101号 東吉田水路災害復旧工事	嬉野町大字 吉田地内	1,414,800	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口勇	H29年12月25日	H29年12月25日～ H30年3月9日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名 平成30年第1回定期例会	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
7	うれしの茶振興課	平成29年度 うれしの茶交流館温室新築工事	うれしの茶交流館	9,720,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H29年12月19日	H29年12月19日 ～ H30年3月20日
8	うれしの茶振興課	平成29年度 社会资本整備総合交付金事業 うれしの茶交流館周辺整備工事	うれしの茶交流館	44,766,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川辰弘	H29年12月4日	H29年12月4日 ～ H30年3月20日
9	うれしの茶振興課	平成29年度 うれしの茶交流館植栽工事	うれしの茶交流館	2,754,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320-2 (有)井手造園土木 取締役 井手勝広	H30年1月11日	H30年1月11日 ～ H30年3月16日
10	建設・新幹線課	平成29年度 急傾斜地崩壊防止事業 本谷8地区工事	塩田町大字馬場下地内	4,179,600	指名競争入札	佐賀市兵庫町大字藤木1281-14 佐賀安全産業(株) 代表取締役 水田明	H29年12月27日	H29年12月27日 ～ H30年3月9日
11	建設・新幹線課	平成29年度 急傾斜地崩壊防止事業 本谷1地区工事	塩田町大字馬場下地内	4,428,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H29年11月22日	H29年11月22日 ～ H30年3月9日
12	建設・新幹線課	平成29年度 社会资本整備総合交付金事業 市道五代長谷線道路防災工事	塩田町大字大草野地内	12,096,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富純一	H30年1月18日	H30年1月18日 ～ H30年3月16日
13	建設・新幹線課	平成29年度 社会资本整備総合交付金事業 清水橋橋梁補修工事	嬉野町大字岩屋川内地内	18,792,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H29年12月28日	H29年12月28日 ～ H30年3月20日
14	建設・新幹線課	29補第12号 市道宮の上線道路補修工事	嬉野町大字吉田地内	2,073,600	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川六	H30年1月10日	H30年1月10日 ～ H30年2月28日
15	建設・新幹線課	29改第8号 市道皿屋赤仁田線道路改良工事	嬉野町大字吉田地内	6,534,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原康一	H30年1月15日	H30年1月15日 ～ H30年3月16日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年 第1回 定期会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
16	建設・新幹線課	29改第7号 市道袋大牟田線道路改良工事	塩田町大字 真崎地内	6,210,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富純一	H30年1月11日	H30年1月11日 ～ H30年3月23日
17	建設・新幹線課	29改第6号 市道千堂新村線道路改良工事	塩田町大字 五町田地内	7,387,200	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富純一	H30年1月11日	H30年1月11日 ～ H30年3月23日
18	建設・新幹線課	平成29年度 社会资本整備総合交付金事業 (都市公園安全・安心対策) みゆき公園 藤棚改修工事	嬉野町大字 下宿地内	9,072,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川六	H29年12月1日	H29年12月1日 ～ H30年3月20日
19	建設・新幹線課	平成29年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 嬉野温泉駅1号線道路築造工事	嬉野町大字 下宿地内	11,880,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野淳一	H29年12月12日	H29年12月12日 ～ H30年2月28日
20	建設・新幹線課	平成29年度 新幹線対策事業 市道土器線道路改良工事	嬉野町大字 下宿地内	3,078,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原康一	H29年12月19日	H29年12月19日 ～ H30年2月28日
21	建設・新幹線課	平成29年度 社会资本整備総合交付金事業(街路) 新幹線嬉野温泉駅2号線道路築造工事	嬉野町大字 下宿地内	7,074,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野淳一	H30年1月15日	H30年1月15日 ～ H30年3月20日
22	建設・新幹線課	平成29年度 みゆき公園給水管布設替工事	嬉野町大字 下宿地内	4,406,400	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西義広	H30年1月23日	H30年1月23日 ～ H30年2月28日
23	建設・新幹線課	平成29年度 みゆき公園園路整備工事	嬉野町大字 下宿地内	4,536,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間乙2717-1 西部道路(株) 嬉野営業所 所長 青柳智佳也	H30年2月7日	H30年2月7日 ～ H30年3月20日
24	建設・新幹線課	平成29年度 みゆき公園芝張替工事	嬉野町大字 下宿地内	1,447,200	随意契約	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川六	H30年1月29日	H30年1月29日 ～ H30年3月20日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年 第1回 定期会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
25	建設・新幹線課	平成29年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 駅周辺街区整地工事	嬉野町大字下宿地内	3,078,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野淳一	H30年2月5日	H30年2月5日 ～ H30年3月20日
26	環境下水道課	平成29年度 嬉野市営浄化槽事業 H29-058号浄化槽設置工事	塩田町大字久間地内	2,084,400	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野和博	H29年11月13日	H29年11月13日 ～ H29年12月22日
27	環境下水道課	平成29年度 嬉野市営浄化槽事業 H29-059号浄化槽設置工事	嬉野町大字吉田地内	3,985,200	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中岩男	H29年11月13日	H29年11月13日 ～ H30年1月12日
28	環境下水道課	平成29年度 嬉野市営浄化槽事業 H29-067号浄化槽設置工事	塩田町大字久間地内	2,138,400	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島義孝	H29年12月19日	H29年12月19日 ～ H30年2月16日
29	環境下水道課	平成29年度 嬉野市営浄化槽事業 H29-068号浄化槽設置工事	塩田町大字大草野地内	2,084,400	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野和博	H29年12月21日	H29年12月21日 ～ H30年2月16日
30	環境下水道課	29公下第11号 井手川内地区舗装復旧工事	嬉野町大字下野地内	10,346,400	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H30年2月2日	H30年2月2日 ～ H30年3月20日
31	環境下水道課	29公下第12号 井手川内地区舗装復旧工事	嬉野町大字下野地内	18,036,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口勇	H30年2月5日	H30年2月5日 ～ H30年3月20日
32	環境下水道課	29公下第13号 井手川内地区舗装復旧工事	嬉野町大字下野地内	9,504,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H30年2月2日	H30年2月2日 ～ H30年3月20日
33	教育総務課	吉田小学校 プール改修工事	吉田小学校	12,690,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H29年12月5日	H29年12月5日 ～ H30年3月9日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年 第1回 定期会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
34	教育総務課	文化財建造物を活用した地域活性化事業 塩田津荷揚げ台保存修理工事	塩田町大字馬場下地内	16,740,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H29年12月5日	H29年12月5日 ～ H30年3月16日
35	教育総務課	街なみ環境整備事業 塩田・町分道路美装工事	塩田町大字馬場下地内	24,084,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口貞彦	H29年12月18日	H29年12月18日 ～ H30年3月16日
36	教育総務課	街なみ環境整備事業 塩田・町分道路美装消火栓設置工事	塩田町大字馬場下地内	2,424,600	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島義孝	H29年12月18日	H29年12月18日 ～ H30年3月16日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別